

東京都が設置する防犯カメラの運用に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、東京都(知事部局及び出納長室に限る。以下「都」という。)がその管理する施設及び工作物(以下「施設等」という。)に設置した防犯カメラについて、その撮影又は記録した映像データの管理に関する基本的事項を定めることにより、適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として不特定の者が出入りする場所を撮影するため固定して設置された映像撮影装置で、映像表示又は映像記録の機能を有するもの(副次的に犯罪の予防となるものを含む。)をいう。
- (2) 施設等とは、都が管理するものであって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定管理者にその管理を行わせるもの及び契約によりその業務を委託するもの(以下「管理委託施設」という。)を含むものとする。

第2章 管理責任者の設置等

(職員の責務)

第3条 職務上、防犯カメラにより情報を知り得た職員(管理委託施設の職員を含む。以下「職員」という。)は、この要綱に基づき防犯カメラの適正な運用に努めなければならない。

2 職員は、防犯カメラにより知り得た情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(管理責任者の設置)

第4条 防犯カメラを設置した施設等には、防犯カメラの管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置かなければならない。

(管理責任者等の責務)

第5条 管理責任者は、この要綱に基づき防犯カメラの適正な運用を図らなければならない。

2 管理責任者は、防犯カメラの運用に関する業務を委託する場合、この要綱に基づく責務を当該受託者に遵守させなければならない。

(防犯カメラの設置に関する表示)

第6条 管理責任者は、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示するものとする。

第3章 記録した映像データの管理等

(保管方法等)

第7条 管理責任者は、記録媒体に記録した映像データを保管する場合、当該記録媒体を施錠のできる保管庫等に保管するなど、盗難及び散逸の防止を図らなければならない。

2 管理責任者は、次条に定める記録したデータの保管期間が経過した後は、速やかに当該データを消去するものとする。

(保管期間)

第8条 記録した映像データの保管期間は、次に掲げる場合を除き、一週間程度までとする。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

(映像データ及び情報提供の制限)

第9条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、記録した映像データ及び映像データに係る情報を他に提供してはならない。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合

附 則

この要綱は、平成16年3月15日から施行する。